

○財務省告示第二百八十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成三十年十月三日に発行した利付国債の発行条  
件等を次のとおり告示する。

平成三十年十一月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百五十二回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項及び第六十二条第一項  
三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市

五

方募

入 価 法 入  
札 格 決  
発 競 定  
行 争 の

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場  
入 場 も 加 、 た 価 格 国 定 特  
札 特 の 者 財 後 格 債 め 別  
発 別 によ り 務 に行 競 争 市 る 参  
行 参 行 行 行 争 入 場 も 加  
「 加 行 行 行 争 札 特 の 者 者  
と 者 行 行 行 争 入 別 によ り  
い 第 行 行 行 争 札 特 行 行 行  
う Ⅱ 以 行 行 争 入 特 加 行 行  
。 非 下 行 行 争 札 特 者 行 行  
。 価 一 行 行 争 入 特 者 行 行  
格 国 行 行 争 札 特 者 行 行  
競 債 行 行 争 札 特 者 行 行

ハ ロ

入 価 者 特 国 札 非  
札 格 ・ 別 債 発 競  
発 競 第 参 市 行 争  
行 争 額 行 争 非 者 特 国 札 非  
入 札 格 第 参 市 行 争 入 札 格 第 参 市 行 争

込 募 各 割 各 当 も 各  
み 限 国 り 申 てる の 申  
の 度 債 当 込 る から 込  
の 額 市 てる の うち 込  
応 場 特 募 額 を 案 分 により  
募 額 を 割 り 当 てる 。 各 申  
を 割 り 当 てる 。 各 申

六

イ 発

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非  
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市 行 争  
発 競 発 競 Ⅱ 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争  
行 争 額 行 争 非 者 特 国 札 非

う 億 額  
ち 円 面  
、 金 額  
特 別 会 計 一 兆 七 千 七 百 二 十 六  
に 関 する 法 律 第 十六



十二	ロ	イ	十一	九	八	ニ
利入価・別債行争非者特国札非	入価発	入価発	入価発	振替	振替	振替
札格第参市及入価・別債行争非	札格第参市及入価・別債行争非	札格第参市及入価・別債行争非	札格第参市及入価・別債行争非	振替	振替	振替
発競II加場び札格第参市及入価・別債行争非	発競II加場び札格第参市及入価・別債行争非	発競II加場び札格第参市及入価・別債行争非	発競II加場び札格第参市及入価・別債行争非	振替	振替	振替
率行争非者特国発競I加場`入	率行争非者特国発競I加場`入	率行争非者特国発競I加場`入	率行争非者特国発競I加場`入	振替	振替	振替
年	十	十	平	の	五	三
〇	九	八	成	記	万	万
・	銭	銭	三	載	円	円
一	額	額	十	又		百
パ	百	百	年	は		五
ー	円	円	十	規		十
セ	に	に	月	定		七
ン	つ	つ	三	に		億
ト	き	き	日	よ		二
	九	九		る		千
	十	十		も		九
	九	九		の		百
	円	円		面		五
	五	五		金		十

十三	の経過	十四	第二期	償還	償還	十九	入札	二十
払込み	の経過	初期	第二期	元金	償還	十八	場所	十八
子	の経過	利率	利率	利息	金額	七	参加	七
	子	子	子	支	限	六		六

募入決定の通知を受けた者は、  
 払込金額に次回の算式によ  
 り算出した金額を第二十号に規  
 定する期日に払い込むものとす  
 る。

平成三十一年三月二十日を支払  
 期とし、次の算式により算出し  
 た金額を支払う。ただし、支払  
 期が銀行休業日に当たるとき  
 は、その翌営業日に支払う（以  
 下、次号及び第十六号において  
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.1}{2} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日  
 を支払期とし、各支払期におい  
 て、その日以前六月間に属する

平成四十年九月二十日  
 利率を支払う。  
 額面金額百円につき百円

日本銀行  
 財務大臣から通知を受けた者

平成三十年十月三日